

社会福祉法人 倉敷福德会 役員報酬支給規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 倉敷福德会の役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第 2 条 社会福祉法人 倉敷福德会の役員の報酬額は、評議員会・理事会・監事監査出席 1 回につき、5 千円を日当として支給するものとする。

又、国・県・市・施設監査・法人監査の立会も同額とする。(ただし、予算の範囲内とし、通勤距離が遠方の場合には実費弁済とする。)

(規程の改正)

第 3 条 本規程を改正する場合は、理事会で決定し、評議員会の承認を得て決定する。

(附 則)

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

理事長報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人倉敷福德会で、理事長の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事長の報酬は、以下に定める報酬額の範囲で、理事会で定め評議員会の承認を得て決定する。

理事長報酬	報酬合計
750,000	750,000

附 則

この規程は、平成29年4月1日から制定・実施する。